# 出産手当金の申請方法(協会けんぽ・健康保険)

- ① 概要・・・・ 被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けなかった場合は 会社を休んだ期間を対象として<mark>健康保険</mark>から出産手当金が支給される制度です。
- ② 受給条件・・・下記、すべてを満たす従業員
  - ⑴ 被保険者が出産した(する)こと

※被扶養者は対象外

(2) 妊娠4ヶ月(85日)以上の出産であること

※早産・死産(流産)・人工妊娠中絶も含む

- (3) 出産のために仕事を休み、給与(報酬)の支払いがない、またはその支払い額が出産手当金よりすくないこと
- ③ 受給期間・・・ 金額・明細・・ (双子以上の場合は98日目) 42日 予定日 出産日 56日 出産日の翌日以後56日目までの範囲内で 会社を休んだ期間について支給されます。

# 出産が予定日より遅れた場合

・出産予定日から出産日までの期間(A)がある場合はその間も支給されます

#### <u>1日当たりの金額</u>

・【支給開始日の以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3)

## 支給合計金額

・1日当たりの金額 × 支給日数

## 明細

- ・協会けんぽより社員へ送られる
  - (※) 支給開始日の以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、
    - ・支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
    - ・28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)を比べて少ないほうの額を使用して計算します。
- ④ 支給日・・・ 産前産後休業終了日の属する月の賃金支払日以降(賃金確定後)
  - 例) 11月3日が産休終了日の場合



※支給日については、協会けんぽの手続き状況により誤差があります。 産休終了日の属する月の給料日から、概ね2ヶ月ほどで支給されるケースが多いとされています。

⑤ 社会保険料・・ 所得税・・・・

産前・産後休業中
社会保険料・所得税
免除

- ⑥ 申請方法・・・全国健康保険協会(協会けんぽ) https://www.kyoukaikenpo.or.jp
  - ◆申請のご案内→健康保険給付の申請書→健康保険出産手当金支給申請書

※必要事項を記入し「さくらコミュニケーション総務部」までお送りください。

申請書は「手書き用」と「入力用」があります どちらでも対応いたします